

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

【議会】

○ 特定施設の設置許可申請

○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退

○ 特定計量器定期検査

○ 漁船保険付保義務の消滅

○ 土砂災害警戒区域の指定の解除

○ "

○ "

○ 土砂災害警戒区域等の指定

○ "

○ 土砂災害警戒区域の指定の解除の取消し

○ "

○ 土砂災害警戒区域等の指定の取消し

○ "

○ 滞納に係る県営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納事務の委託

○ "

○ 平成二十九年公文書の開示の実施状況

○ 平成二十九年個人情報保護制度の運用状況

○ "

○ 平成二十九年個人情報保護制度の運用状況

○ "

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 平成二十九年公文書の開示の実施状況

○ 平成二十九年個人情報保護制度の運用状況

○ 外部監査人補助者の告示

○ 個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し

○ 警備業法に基づく講習

○ 選挙管理委員会

○ 生活安全企画課

○ 選挙管理委員会

○ 監査事務局

○ 建築指導課

○ 総務課

○ "

○ 県民生活交通課

○ 建築指導課

○ 総務課

○ "

○ 選挙管理委員会

○ 監査事務局

○ 生活安全企画課

○ 選挙管理委員会

○ 監査事務局

○ 建築指導課

○ 総務課

○ "

○ 県民生活交通課

○ 建築指導課

◎岡山県告示第三百九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年五月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 総社市

住 所 総社市中央1丁目1番1号

氏 名 総社市長 片岡 聡一

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 総社市学校給食センター（仮称）

所在地 総社市大字富原229番2他

平成30年5月29日 岡山県公報 第11994号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	
種	類	66の4 共同調理場に設置されるちゅう房施設	
能	力	給食調理8,000食/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		平成31年7月31日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成31年8月1日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続 9～12時, 13～16時 6時間/日 夏期は断続使用	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	130	160
	p H	5.0～9.0	5.0～9.0
	B O D (mg/L)	640	800
	C O D (mg/L)	480	600
	S S (mg/L)	400	500
	油 分 (mg/L)	120	150
	T - N (mg/L)	40	50
	T - P (mg/L)	6	8
	大腸菌群数 (個/cm ³)	0	1,000

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成30年5月29日 岡山県公報 第11994号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	新 設				
工場又は事業場における施設番号	B-1				
種 類 及 び 型 式	-				
構 造	プレキャストコンクリート				
主 要 寸 法	6 m×28.05m 膜分離硝化槽 4槽 脱窒槽 4槽 汚泥貯留槽 1槽 流量調整槽 4槽				
能 力	166m ³ /日				
処 理 の 方 法	高濃度酸素併用膜分離汚泥方式				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	平成31年7月31日				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成31年8月1日				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続9～12時, 13～16時 6時間/日 夏期は断続使用				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	133	166	同左	
	p H	5.0～9.0	5.0～9.0	5.8～8.6	5.8～8.6
	B O D (mg/L)	640	800	16	20
	C O D (mg/L)	480	600	16	20
	S S (mg/L)	400	500	40	50
	油 分 (mg/L)	120	150	16	20
	T-N (mg/L)	40	50	8	10
	T-P (mg/L)	6	8	1.2	1.5
大腸菌群数 (個/cm ³)	0	1,000	同左		

平成30年5月29日 岡山県公報 第11994号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1	
	新設	
区分	通常	最大
水量 (m ³ /日)	133	166
pH	5.8~8.6	5.8~8.6
BOD (mg/L)	16	20
COD (mg/L)	16	20
SS (mg/L)	40	50
油分 (mg/L)	16	20
T-N (mg/L)	8	10
T-P (mg/L)	1.2	1.5
大腸菌群数 (個/cm ³)	0	1,000

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年5月29日から同年6月19日まで
- (2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び総社市役所

◎岡山県告示第三百十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成三十年五月十五日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
菊本陽子	心臓、呼吸器	医療法人社団同仁会金光病院	浅口市金光町占見新田七四〇
竹下 歩	肢体不自由	医療法人社団清和会笠岡第一病院	笠岡市横島一九四五
宗友和生	肢体不自由	笠岡市民病院	笠岡市笠岡五六二八一
横山祐二	心臓、呼吸器、小腸	岡山赤十字病院玉野分院	玉野市築港五丁目一六一二五
鈴木宏光	肢体不自由、ぼうこう・直腸、小腸	矢掛町国民健康保険病院	小田郡矢掛町矢掛二六九五
小坂義樹	肢体不自由	医療法人社団清和会笠岡第一病院	笠岡市横島一九四五

二 指定を辞退した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
藤原隆行	肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器	玉野三井病院	玉野市玉三二二一
赤澤信幸	ぼうこう・直腸	総合病院玉野市立玉野市民病院	玉野市宇野二丁目三一
藤井秀昭	腸 肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸	医療法人弘友会泉クリニク	総社市小寺九五五一

平成30年5月29日 岡山県公報 第11994号

◎岡山県告示第三百十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

平成三十年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場 所	期 日
備前市	備前市役所吉永総合支所	平成三十年 七月三日
	日生市民会館	〃 〃 〃
	〃	〃 〃 〃
	〃	〃 〃 〃
	リフレセンターびぜん	〃 〃 〃
	〃	〃 〃 〃
	〃	〃 〃 〃
	伊里公民館	〃 〃 〃
	備前市役所三石出張所	〃 〃 〃
	リフレセンターびぜん	〃 〃 〃
	〃	〃 〃 〃
総社市	総社市役所昭和公民館	〃 〃 〃
	総社市役所北出張所	〃 〃 〃
	総社市西公民館	〃 〃 〃

◎岡山県告示第三百十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、平成二十六年岡山県告示第三百九号（胸上加入区、玉野加入区及び大島美の浜加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成三十年五月二十六日限り、消滅した。

平成三十年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

加入区の名称 胸上加入区

玉野加入区

大島美の浜加入区

平成30年5月29日 岡山県公報 第11994号

◎岡山県告示第三百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、倉敷市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成三十年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二〇二K玉島柏島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島柏島〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島柏島〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島柏島〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島柏島〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島勇崎〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第三百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、津山市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成三十年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号

土砂災害の発生原因と

指定を解除する

なる自然現象の種類

区域

二〇三K西田辺〇一〇

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第三百十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、美作市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成三十年五月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
------	-------------------------	---------------

二一五K中谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一五K中谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部勝英地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年5月29日 岡山県公報 第11994号

◎岡山県告示第三百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、倉敷市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇二K玉島柏島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島柏島〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島柏島〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島柏島〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島柏島〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島柏島〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島勇崎〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

二 土砂災害特別警戒区域

土砂災害の発生原因と
なる自然現象の種類

指定の区域及び法
第九条第二項括弧

書に規定する土砂
災害警戒区域等に
おける土砂災害防
止対策の推進に関
する法律施行令
(平成十三年政令
第八十四号)で定
める衝撃に関する
事項

- | | | |
|-------------|---------|---------|
| 二〇二K玉島柏島〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二〇二K玉島柏島〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二〇二K玉島柏島〇〇六 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二〇二K玉島柏島〇〇八 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二〇二K玉島柏島〇〇九 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二〇二K玉島柏島〇一〇 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二〇二K玉島黒崎〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二〇二K玉島黒崎〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二〇二K玉島黒崎〇〇六 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二〇二K玉島黒崎〇〇八 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二〇二K玉島黒崎〇〇九 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二〇二K玉島黒崎〇一二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二〇二K玉島黒崎〇一三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二〇二K玉島黒崎〇一四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二〇二K玉島黒崎〇一五 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二〇二K玉島黒崎〇一六 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二〇二K玉島勇崎〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第三百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、津山市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と
なる自然現象の種類

指定の区域

二〇三K西田辺〇一〇

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二 土砂災害特別警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と
なる自然現象の種類

指定の区域及び法
第九条第二項括弧
書に規定する土砂
災害警戒区域等に
おける土砂災害防
止対策の推進に関
する法律施行令
（平成十三年政令
第八十四号）で定
める衝撃に関する
事項

二〇三K西田辺〇一〇

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第三百十八号

平成三十年三月二十三日付け公布岡山県告示第百五十三号（土砂災害警戒区域の指定の解除）において土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により指定を解除した高梁市の区域内における土砂災害警戒区域のうち、次の箇所に係る指定の解除について、その手続に瑕疵があつたため、当該箇所に係る指定の解除を取り消す。

平成三十年五月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

土砂災害警戒区域の指定の解除を取り消す箇所の箇所番号

二〇九D備中町布賀〇〇五

二〇九D備中町布賀〇〇九

◎岡山県告示第三百十九号

平成三十年三月三十日付け公布岡山県告示第九十四号（土砂災害警戒区域の指定の解除）において土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により指定を解除した岡山市の区域内における土砂災害警戒区域のうち、次の箇所に係る指定の解除について、その手続に瑕疵があつたため、当該箇所に係る指定の解除を取り消す。

平成三十年五月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

土砂災害警戒区域の指定の解除を取り消す箇所の箇所番号

- 二〇一K国富〇〇一
- 二〇一K国富〇〇二
- 二〇一K国富〇〇三
- 二〇一K国富〇〇四
- 二〇一K国富〇〇五
- 二〇一K国富〇〇六
- 二〇一K湊〇〇二
- 二〇一K湊〇〇三
- 二〇一K湊〇〇四
- 二〇一K湊〇〇七
- 二〇一K湊〇〇八

◎岡山県告示第三百二十号

平成三十年三月二十三日付け公布岡山県告示第五百五十七号（土砂災害警戒区域等の指定）において土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した高梁市の区域内における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、次の箇所に係る指
定について、その手続に瑕疵があつたため、当該箇所に係る指定を取り消す。

平成三十年五月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 土砂災害警戒区域の指定を取り消す箇所の箇所番号
 - 二〇九D備中町布賀〇〇五
 - 二〇九D備中町布賀〇〇九
- 二 土砂災害特別警戒区域の指定を取り消す箇所の箇所番号
 - 二〇九D備中町布賀〇〇五
 - 二〇九D備中町布賀〇〇九

平成30年5月29日 岡山県公報 第11994号

◎岡山県告示第三百二十一号

平成三十年三月三十日付け公布岡山県告示第二百九号（土砂災害警戒区域等の指定）において土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した岡山市の区域内における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、次の箇所に係る指定について、その手続に瑕疵があつたため、当該箇所に係る指定を取り消す。

平成三十年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域の指定を取り消す箇所の箇所番号

- 二〇一K国富〇〇一
- 二〇一K国富〇〇二
- 二〇一K国富〇〇三
- 二〇一K国富〇〇四
- 二〇一K国富〇〇五
- 二〇一K国富〇〇六
- 二〇一K湊〇〇二
- 二〇一K湊〇〇三
- 二〇一K湊〇〇四
- 二〇一K湊〇〇七
- 二〇一K湊〇〇八

二 土砂災害特別警戒区域の指定を取り消す箇所の箇所番号

- 二〇一K国富〇〇一
- 二〇一K国富〇〇二
- 二〇一K国富〇〇三
- 二〇一K国富〇〇四
- 二〇一K国富〇〇五
- 二〇一K国富〇〇六
- 二〇一K湊〇〇二
- 二〇一K湊〇〇三
- 二〇一K湊〇〇四

平成30年5月29日 岡山県公報 第11994号

二〇一K湊〇〇八
二〇一K湊〇〇七

平成30年5月29日 岡山県公報 第11994号

◎岡山県告示第三百二十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

平成三十年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 委託した事務の内容

岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号）に基づく県営住宅に係る家賃
及び駐車場の使用料のうち、県営住宅を退去した者及びその保証人又は連帯保証人に
よる滞納に係るものの収納の事務

二 委託した収入の種類

滞納に係る県営住宅の家賃及び駐車場の使用料

三 委託を受けた者の住所及び名称

東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号

ニッテレ債権回収株式会社

四 委託を受けた事務を行う場所

東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号芝浦前川ビル五階

ニッテレ債権回収株式会社本社

五 委託の期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

平成30年5月29日 岡山県公報 第11994号

〔二七六〕岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）第二十八条の規定により、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の各実施機関における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成三十年五月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 公文書開示請求件数

1 請求件数 一、四二七件

2 処理状況

開示 九〇五件

一部開示 四〇八件

非開示 一三件

公文書不存在 七三件

取下げ 二八件

3 実施機関別内訳

知事 一、一〇八件

教育委員会 六八件

選挙管理委員会 一三件

警察本部長 八四件

公営企業管理者 一四八件

公立大学法人岡山県立大学 六件

二 審査請求件数 三件

平成30年5月29日 岡山県公報 第11994号

〔二七七〕岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）第四十八条の規定により、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成三十年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 個人情報取扱事務の登録件数 一、六三八件

二 保有個人情報開示請求件数

1 請求件数 一六九件

2 処理状況

開示 二〇件

一部開示 一三八件

非開示 一件

公文書不存在 一〇件

3 実施機関別内訳

知事 三四件

教育委員会 一〇件

人事委員会 二件

公安委員会 一件

警察本部長 一一九件

公立大学法人岡山県立大学 三件

三 保有個人情報訂正等請求件数 〇件

四 保有個人情報利用停止等請求件数 〇件

五 簡易な開示請求による開示件数

1 開示件数 三三、八七九件

2 実施機関別内訳

知事 七七件

教育委員会 四、二八七件

人事委員会 二四四件

警察本部長 二八、二六二件

公立大学法人岡山県立大学 九件

六 審査請求件数 一件

〔二七八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十年五月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人瀬戸内生活相談センター

三 代表者の氏名

岩井 嗣公

四 主たる事務所の所在地

瀬戸内市長船町長船七八五番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、生活困窮者及び障害等様々な要因から社会的弱者の立場にある人たちに対して個別のかつ継続的に相談、情報提供と各種サポート活動を行い、もって地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項、会議に関する事項及び定款の変更に関する事項

〔二七九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字天神前二〇六一三、二〇六一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁一四〇三プラティーヌ総社A二〇三

田村 悠樹

田村 葉奈

三 許可番号

岡山県指令建指第三八六号

◎岡山県議会公告

岡山県議会情報公開条例（平成十三年岡山県条例第八十四号）第二十八条の規定により、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の岡山県議会における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成三十年五月二十九日

岡山県議会議長 高 橋 戒 隆

一 公文書開示請求件数及び処理状況

1 請求件数 七五件

2 処理状況

開示 一九件

一部開示 五六件

二 審査請求件数及び処理状況

1 審査請求件数 ○件

2 処理状況 なし

◎岡山県議会公告

岡山県議会個人情報保護条例（平成十七年岡山県条例第七十九号）第四十七条の規定により、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の岡山県議会における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成三十年五月二十九日

岡山県議会議長 高 橋 戒 隆

- 一 保有個人情報開示請求件数及び処理状況
 - 1 請求件数 ○件
 - 2 処理状況 なし
- 二 保有個人情報訂正等請求件数 ○件
- 三 保有個人情報利用停止等請求件数 ○件
- 四 簡易な開示請求による開示件数 該当なし
- 五 審査請求件数及び処理状況
 - 1 審査請求件数 ○件
 - 2 処理状況 なし

平成30年5月29日 岡山県公報 第11994号

◎岡山県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定により、協議が調った、包括外部監査人上坂岳大が岡山県と平成三十年四月一日に締結した包括外部監査契約に基づいて行う監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助できる期間は、次のとおりである。

平成三十年五月二十九日

岡山県監査委員	太田正孝
岡山県監査委員	江本公一
岡山県監査委員	山本督憲
岡山県監査委員	佐藤由美子

氏名	住所	期間
奥谷恭子	川西市美山台一丁目三番地の一二四	平成三十年五月二十九日から 平成三十一年三月三十一日まで
難波徹	岡山市中区国富一丁目一番七号	
神出信茂	尼崎市猪名寺一丁目五番二〇一―一〇五号	
宮本豪	東温市野田一丁目七番地七	
鯉沼孝至	福山市東町三丁目四番三号	
菰口仁美	浅口市金光町佐方一四六三番地	
中桐孝幸	赤磐市沼田四六一番地	

◎岡山県選管告示第二十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設について、総社市選挙管理委員会から、次の施設の指定を取り消した旨報告があつた。

平成三十年五月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

施設 の 名 称	総社市昭和福祉センター
所 在 地	総社市美袋一九一五番地四
施設 の 管 理 者	総社市長
指 定 取 消 年 月 日	平成三十年五月十一日

◎岡山県公安委員会告示第八十三号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成三十年五月二十九日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
施設警備業務	平成三十年八月二十一日（火曜日）から同月二十三日（木曜日）までの三日間	午前九時から午後五時三十分まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二条第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）第七条第一項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの

- 1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
 - ア 当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

イ 次の区分のうち該当するものに係る書類

- (ア) 二1に該当する者
 - 当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (イ) 二2に該当する者
 - 検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し
- (ウ) 二3に該当する者
 - 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 二4に該当する者
 - 旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し
- (オ) 二5に該当する者
 - 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者
住所地为管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成三十年七月二日（月曜日）から同月六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

二万三千円

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

十五人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目一番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。